

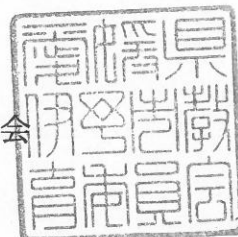


伊予市教育委員会公告第1号

伊予市図書館、文化ホール等管理運営計画策定業務委託について、簡易公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年5月20日

伊予市教育委員会



1 業務概要

(1) 業務名

伊予市図書館、文化ホール等管理運営計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「伊予市図書館・文化ホール等管理運営計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期限

平成27年3月31日（火）までとする。

2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないもの

(2) 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱(平成17年伊予市訓令第79号)に基づく指名停止期間中及び指名回避期間中でないこと。

(3) 会社更生法(昭和27年法律第127条)の規定による更生手続きの開始を申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。)

(4) 伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

3 選定手順

伊予市図書館、文化ホール等管理運営計画策定支援業務プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)第4項及び第6項に定める書類を提出した者の中から、書類審査及びヒアリングを経て、本業務に最も適切な企画提案を特定する。

4 手続等

(1) 担当課

ア 郵便番号

〒799-3113

イ 住所

愛媛県伊予市米湊768番地2

ウ 担当部署
伊予市教育委員会社会教育課

エ 電話
089-983-4051

オ ファクシミリ
089-983-4353

カ 電子メール
s-kyouiku@city.iyo.lg.jp

(2) 伊予市図書館、文化ホール等管理運営計画策定支援業務プロポーザル実施要領等の交付

ア 交付期間
平成26年5月20日(火)から平成26年5月29日(木)まで

イ 交付方法
伊予市ホームページ (<http://www.city.iyo.lg.jp/>) からの入手を原則とするが、希望者には担当課においても直接交付(直接交付については、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間に行うものとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)する。

(3) 参加表明書等の提出

ア 提出期日
平成26年5月29日(木)午後5時

イ 提出場所
第1号に同じ。

ウ 提出方法
持参(受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間とする。)又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期日までに必着のこと。)とする。

なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期日
平成26年6月16日(月)午後5時

イ 提出場所
第1号に同じ。

ウ 提出方法
前号ウに同じ。

5 その他

(1) 企画提案書等の作成、ヒアリング等の本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提案の順番は、企画提案書を受け付けた順とする。

(3) 提出された書類等は、返却しない。

(4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (7) 前号により公表する場合、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (9) 業務実施体制に記載した責任者及び担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の者であるとの本市の了解を得なければならない。